

条_____の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員についての前項の規定の適用については、同項本文中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年を超える」とあるのは「当該職員の任期を越える」と読み替えるものとする。

(職員の臨時的任用に関する規則の一部改正)

第3条 職員の臨時的任用に関する規則(昭和43年松前町規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の3第4項</u> の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第5項</u> _____の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(昭和43年松前町規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給を受ける職員)	(期末手当の支給を受ける職員)

条第1項の規定に基づき、職員の条件付採用期間の延長に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条件付採用の期間の延長)

第2条 職員が条件付採用期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで、その条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

第2条 給与条例第19条第1項前段の規定による期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年松前町条例第5号。以下「育児休業条例」という。）第8条に規定する職員以外の職員（期末手当に係る在職期間）

第6条 省略

2 前項の期間の算定については、次_____に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号及び第4号_____に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2)～(4) 省略

3 省略

第7条 基準日以前6月以内の期間において、次_____に掲げる者（非常勤である者にあつては、短時間勤務職員に限る。）が、給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第5号及び第6号_____に掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員とな

第2条 給与条例第19条第1項前段の規定による期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1)～(3) 省略

(4) 職員団体の業務にもつぱら従事する職員に関する条例(昭和43年条例第19号)第2条の規定により専従休暇を与えられている職員

(5) 省略

(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員のうち、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号_____。以下「育児休業条例」という。）第8条に規定する職員以外の職員（期末手当に係る在職期間）

第6条 省略

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2)～(4) 省略

3 省略

第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者_____が、給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第5号から第7号までに掲げる者にあつては、引き続き条例の適用を受ける職員とな

つた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1)・(2) 省略

(3) 特別職に属する職員 _____

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

2 省略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条の4第5項において準用する給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 省略

(2) 第2条第3号及び第4号 _____ のいずれかに該当する者

(3) 省略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号及び第4号 _____ に掲げる職員として在職した期間

(2)～(10) 省略

3 省略

つた場合に限る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1)・(2) 省略

(3) 特別職に属する職員 (非常勤である者を除く。)

(4) 省略

(5) 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員

(6) 省略

(7) 省略

2 省略

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第8条 給与条例第19条の4第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員(給与条例第19条の4第5項において準用する給与条例第19条の2各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 省略

(2) 第2条第3号から第5号までのいずれかに該当する者

(3) 省略

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 省略

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第3号から第5号までに掲げる職員として在職した期間

(2)～(10) 省略

3 省略

(松前町財務規則の一部改正)

第5条 松前町財務規則(昭和62年松前町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計管理者の債務の確認)</p> <p>第64条の2 会計管理者が行う債務の確認は、次_____に掲げる書類及び次項の表示をもつてこれを行うものとする。ただし、必要があると認める場合は、現地確認を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(会計管理者の債務の確認)</p> <p>第64条の2 会計管理者が行う債務の確認は、次の各号に掲げる書類及び次項の表示をもつてこれを行うものとする。ただし、必要があると認める場合は、現地確認を行うことができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 人夫等の賃金については人事担当の明細書等</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p>2・3 省略</p>
<p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第65条 次_____に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員(以下「資金前渡職員」という。)に前渡することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10)省略</u></p>	<p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第65条 次<u>の各号</u>に掲げる経費については、職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員(以下「資金前渡職員」という。)に前渡することができる。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 賃金</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10)省略</u></p> <p><u>(11)省略</u></p>

(11)省略

別表第3（第58条、第60条、第62条関係）

支出負担行為の整理区分

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
省略			
7 省略			
8 省略			
9 省略			
10 省略			
11 省略			
12 省略			
13 省略			
14 省略			
15 省略			
16 省略			
17 省略			
18 省略			
19 省略			
20 省略			
21 省略			
22 省略			
23 省略			

(12)省略

別表第3（第58条、第60条、第62条関係）

支出負担行為の整理区分

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類
省略			
7 賃金	支出決定のとき。	支出しようとする額	賃金支給調書
8 省略			
9 省略			
10 省略			
11 省略			
12 省略			
13 省略			
14 省略			
15 省略			
16 省略			
17 省略			
18 省略			
19 省略			
20 省略			
21 省略			
22 省略			
23 省略			
24 省略			

24	省略		
25	省略		
26	省略		
27	省略		

25	省略		
26	省略		
27	省略		
28	省略		

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する規則(平成4年松前町規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の<u>期末手当</u>に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第12条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(昭和43年松前町規則第8号)第2条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) 松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年松前町規則第7号)第8条第2号又は第3号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(4) 休職にされていた期間(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第6条第3項及び松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第12条第3項に規定する期間を除く。)</p>	<p>(育児休業をしている職員の<u>期末手当等</u>に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第12条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則(昭和43年規則第8号_____)第2条第3号又は第5号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) 休職にされていた期間(期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第6条第3項_____に規定する期間を除く。)</p>

(松前町青少年補導センター設置条例施行規則の一部改正)

第7条 松前町青少年補導センター設置条例施行規則（平成4年松前町規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第2条 省略 2・3 省略	(職員) 第2条 省略 2・3 省略 <u>4 青少年指導員は、非常勤の特別職とし、任期は1年以内とする。ただし、再任を妨げない。</u>

(臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第8条 臨時職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成14年松前町規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号</u> の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時職員」という。）の勤務時間、休暇等の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条第5項及び</u> 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） <u>第6条第1項</u> の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時職員」という。）の勤務時間、休暇等の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。 <u>（社会保険への加入）</u> 第6条 <u>臨時職員の社会保険への加入については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。</u> <u>（公務災害等の補償）</u> 第7条 <u>臨時職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、松前町の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第7号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50</u>

第6条 省略	号) に定めるところによる。
第7条 省略	第8条 省略
第8条 省略	第9条 省略
	第10条 省略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成20年松前町規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条</u> の規定により本町以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き本町職員として採用されたものとする。	(派遣の対象とならない職員の特例) 第2条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条第1項</u> の規定により本町以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き本町職員として採用されたものとする。

(副町長に対する事務の委任に関する規則の廃止)

第10条 副町長に対する事務の委任に関する規則(平成21年松前町規則第14号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。